

国海運第 1 4 4 号
平成 2 4 年 2 月 9 日

北海道運輸局海上安全環境部長 殿

海事局運航労務課長

外国人船員の健康証明書の取り扱い及び裏書の発給について

外国人船員の雇入届出の際の健康証明書の取り扱いについて、平成 23 年 12 月 16 日付け国海運第 129 号にて健康証明書の有効期間は 1 年とし、STCW 条約締約国の医師が発行したものに限り（漁船を除く）こととした。

ILO 海上労働条約及び 2010 年改正 STCW 条約においては、健康証明書の有効期間は最長 2 年と規定されていることから、既に両条約に対応している国では最長 2 年の有効期間の健康証明書を、まだいずれの条約にも対応していない国では有効期間を付していない健康証明書を発行する場合は考えられる。

そのため、平成 2 4 年 3 月 1 日以降、有効期間が 1 年を超える健康証明書の提出があった場合、下記の対応とするので、事務取扱にあつては遺漏なきを期されたい。

なお、本件については国海運第 1 4 4 号の 2 により関係団体へ周知しているので、了知願いたい。

記

1. 外国人船員の健康証明書の取り扱い

- ① 平成 2 4 年 3 月 1 日以後から、外国人船員が所持する健康証明書の有効期間が「1 年」を超える又は有効期間の記載が無い場合においては、船舶所有者等は、地方運輸局（運輸支局及び海事事務所を含む。以下同じ。）に申請を行い、別紙様式による裏書（以下「裏書」という。）の発給を受け、当該船員に対して健康証明書と一緒に当該裏書を所持させること。
- ② ILO 海上労働条約の発効日以後において、STCW 条約締約国の医師から健康証明書を受けられる場合にあつては、可能な限り、ILO 海上労働条約又は STCW 条約に準拠する旨の記載のある健康証明書を取得すること。

2. 健康証明書の裏書の発給申請等

（1）審査

裏書発給の申請があつたときは、次の事項に留意して裏書発給の為の審査を行うこと。

①次に掲げる書類がそろっていること。

ア. STCW 条約締約国で発給された有効な健康証明書

イ. 裏書に必要事項を記入したもの

ウ. 船員手帳

②裏書に別紙記入例のとおり、必要な事項が記入されていること。

③裏書に記入された氏名、医療機関名、健康証明書発行日及び健康証明書番号（付されている場合）が健康証明書及び船員手帳と照合して誤りがないこと。

④郵送申請の場合には、①の書類に加えて、返信用封筒（宛先を記入し、郵便書留相当分の切手を貼ったもの）と連絡先が同封されていること。

⑤電子メールでの申請の場合は、①の書類に加えて次のものがそろっていること。

ア. 裏書を返信するための返信先アドレス

イ. 返信用封筒（宛先を記入し、郵便書留相当分の切手を貼ったもの）

ウ. 裏書発給を受ける外国人船員のリスト（様式は問わない）

なお、急ぎの場合はイ及びウについては後日でも構わない。

（２）発給手続き

（１）による審査の結果、裏書を発給して差し支えないと認めたときは、次により措置すること。

①裏書に、有効期限（健康証明書判定日より１年を経過する日）、運輸局名及び裏書発給日を記入したうえで、局長印（船員手帳に押印する印）を押印すること。

②電子メール申請の場合は、（１）により裏書を作成の上、写しを返信先アドレスに送付すること。裏書正本は、返信用封筒が到着次第返送すること。

以上

(別紙様式)

健康証明書の承認を証明する裏書

Endorsement attesting the recognition of a Medical Certificate
(Under the provision of regulation I /9 of STCW Convention, as amended
and / or regulation 1.2 of Maritime Labour Convention, 2006)

日本国政府は、.....年 月 日まで、^①.....年 月 日付けで、
^②.....より、^③.....に発給された
健康証明書^④第.....号が、船員法第83条の規定に従った有効な健康証明書
として適切に承認されたものであることを証明する。

The Government of Japan certifies that Medical Certificate ^④No.
issued to ^③..... by ^②.....
on ^①..... is duly recognized as valid medical certificate in accordance
with the provision of Article 83 of Japanese Mariner's Law until.....:

平成 年 月 日

.....長

Date of issue:

Director - general of

District Transport Bureau, JAPAN

※ 地方運輸局長の印無きものは無効とする。

(記入要領) それぞれ英語と日本語で記入すること。

①には、健康証明書の判定日を記入すること。(例. 平成 24 年 2 月 10 日の場合 : Feb. 10, 2012)

②には、健康証明書を発給した医療機関の名称を記入すること。

③には、船員の氏名を記入すること。

④には、健康証明書の番号を記入すること。(番号が付されていない場合には、当該記述部分を削除すること。)

上記①～④以外は地方運輸局で記入するため、記入しないこと。

(別紙記入例)

健康証明書の承認を証明する裏書

Endorsement attesting the recognition of a Medical Certificate
(Under the provision of regulation I /9 of STCW Convention, as amended
and / or regulation 1.2 of Maritime Labour Convention, 2006)

日本国政府は、平成 25年 3月 4日まで、^①平成 24年 3月 5日付けで、
^②KAIJI clinic より、^③運輸 太郎 に発給された
健康証明書^④第 0000001号が、船員法第83条の規定に従った有効な健康証明書
として適切に承認されたものであることを証明する。

The Government of Japan certifies that Medical Certificate ^④No. 0000001
issued to ^③Taro Unyu by ^②KAIJI clinic
on ^①Mar.5,2012 is duly recognized as valid medical certificate in accordance
with the provision of Article 83 of Japanese Mariner's Law until ..Mar.4,2013..

平成 24年 3月 10日

..... 関東 運輸局長

Date of issue: Mar.10,2012

Director - general of ..Kanto...

District Transport Bureau, JAPAN

運輸局長印

※赤字の部分について船舶所有者にて記入して下さい。

<記入要領>それぞれ英語と日本語で記入すること。

①には、健康証明書の判定日を記入すること。

(例. 平成 24年 2月 10日の場合 : Feb.10,2012)

②には、健康証明書を発給した医療機関の名称を記入すること。

③には、船員の氏名を記入すること。

④には、健康証明書の番号を記入すること。

(番号が付されていない場合には、当該記述部分を削除すること。)

※それ以外の空欄部分は、運輸局にて記入しますので絶対に記入しないで下さい。

※地方運輸局長の印無きものは無効です。